

8 営 第 208 号  
令和 8 年 5 月 29 日

一般社団法人 京都電業協会会長 様

京都府建設交通部営繕課長

営繕工事における週休 2 日の取組方針について (通知)

建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領の改定について (通知)」(令和 7 年 5 月 28 日付け 7 営第 176 号)により、営繕工事において労務費等の補正等の試行を行う週休 2 日の取組を行う工事(週休 2 日促進工事)を実施してきたところでありますが、これまでの取組状況等を踏まえ、下記のとおり行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 多様な働き方の支援等

引き続き週休 2 日を前提に工期を設定するとともに、多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

なお、これまで実施してきた週休 2 日促進工事の取組は完了とし、今後は労務費等の補正等を実施しないものとする。

2 要領の廃止等

- (1) 7 営第 176 号「営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領の改定について (通知)」で通知した営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領について廃止する。
- (2) 8 営第 27 号「府営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について (改定)」を廃止する。

3 適用年月日

令和 8 年 6 月 1 日以降に積算に着手する工事から適用する。

担 当	建設設備管理係 西谷
連絡先	075-414-5384
メール	s-nishitani06@pref.kyoto.lg.jp